



後見センターレポート vol.5 (平成26年5月)

信託検討対象の範囲を拡大しました。

前号でお伝えしましたが、後見センターでは、本人の財産のうち、一部を預貯金として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託して、払戻しの場合には、家庭裁判所の発行する指示書を必要とする仕組み（後見制度支援信託）の利用を進めています。信託利用の検討対象については、これまで流動資産が1000万円以上ある方としていましたが、今月から500万円以上ある方と変更しました。なお、後見制度支援信託の詳細は、東京家庭裁判所後見サイトをご覧ください（「後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧」は、平成26年4月1日改訂されています。）。

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/koken_qa/index.html#1_q13

申立書類等を変更しました。

後見センターでは、平成26年3月から、「後見・保佐・補助開始申立セット」を改訂しました。主要な変更点は、費用負担の裁判につき、本人負担を希望する上申が多いことを踏まえ、申立書から「費用上申」の記載を削除し、「成年後見申立ての手引」に原則本人負担の裁判をする運用を説明する記載をしたこと、同じく「手引」に後見制度支援信託の説明を加えたこと、医師に交付する診断書作成の注意事項に精神上的の障害の記載が必要であることと介護保険の意見書ではないことの注意を促す記載をしたことなどです。また、申立ての際に特に注意していただきたいことを「申立ての前に必ずお読みください。」という書面にまとめたほか、提出前の書類等の点検がしやすいよう「成年後見申立てチェックシート」を作成しました。これまでの申立書類等を利用することも差し支えありませんが、なるべく、新しい申立書類等を利用するようにしてください。

職務説明会へ参加できます。

後見センターでは、平成23年から、後見人等の選任時において後見人等が行うべきこと、行ってはいけないこと、裁判所に相談すべきこと等を理解してもらうため、職務説明会を行っていましたが、このたび、参加対象者の範囲を広げることとしました。ついては、後見人等に選任された方で、これまで職務説明会に参加したことがなく新たに参加を希望する方がおられましたら、後見センターまで連絡してください。

なお、後見センターにおいて、後見業務全般の理解が不十分であると判断された方については、個別に、職務説明会や継続研修へ参加を促すことにしています。

定期預金通帳等の写しを提出してください。

後見センターでは、後見人等の方々に対し、毎年、予め定められた月に、後見事務報告書や預金通帳の写し等の提出を求めています。もっとも、定期預金については、「変更がない」として提出を求めないこともありました。このたび、原則として、定期預金通帳、定期預金証書又は今回報告前1年以内の一時点において残高の存在が分かる書類の写しの提出を求めることとしましたので、後見事務報告書とともに提出するようにしてください。